

## 要 望 事 項

### 一 消費税の小規模事業者に対する申告不要制度の創設及び基準期間制度の廃止について

年間売上 1,000 万円以下が大半である免税事業者の個人タクシー事業者においては、令和 5 年 10 月 1 日から導入される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）により、仕入税額控除を活用する社用等の利用が見込めなくなることから、課税事業者の選択を余儀なくされております。

消費税の軽減税率（複数税率）制度の下においては、すべての事業者を課税事業者とし、適格請求書等保存方式を適用した上で、基準期間における課税売上高による納税義務の判定を廃止し、当年の課税売上高が一定額（1,000 万円）以下の場合は、選択による申告不要制度を創設願いたい。

### 二 新型コロナウイルス感染症対策について

1. 昨年来の新型コロナウイルス感染症の拡大により、長期にわたりタクシー利用は激減状態が続き、タクシーの収入は大幅に減少しました。9 月に入り感染者数は減少傾向に転じ緊急事態宣言措置は解除されたものの、リバウンドの第 6 波も心配される中で、人々の行動制限や自粛からタクシー利用は今後も厳しい状況が続くものと想定されます。

東京都においては、これまでも中小企業者等月次支援給付金やタクシー車内に取り付ける飛沫感染防止シート補助金等、支援事業を実施いただき感謝申し上げます。

しかしながら、経営環境は依然として厳しく、長期にわたる収入の悪化と先を見通すことが難しい状況から多くの事業者は疲弊し、事業の継続が困難になっている事業者もおります。

人々の行動が制限される状況下においては各種支援事業の継続・延長や増額の検討をお願いするとともに、緊急事態宣言措置やまん延防止等重点措置など、より強固な行動制限がされる局面においては、個人事業主を対象とした新たな特別給付金の検討も願いたい。また、各申請手続きに際しては簡素化も願いたい。

2. タクシーは、個別輸送であり、電車やバスなどのように他の多くの乗客と近距離で接することがないなどタクシーの特性も PR していただきたい。

また、引き続き経済復旧への対策を講じていただくとともに、収束時に

要 望 事 項

はタクシーを含め東京の公共交通は安全・安心であることを内外へ積極的にPR願いたい。